

事 務 連 絡
令和6年12月26日

各都道府県 感染症危機管理担当課御中

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁

「市町村行動計画作成の手引き」の更新について

内閣感染症危機管理統括庁においては、このたび、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に基づく市町村行動計画作成のための参考資料である「市町村行動計画作成の手引き」（以下「手引き」という。）を更新しました（別紙）。新たな手引きには、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（令和6年8月30日内閣感染症危機管理監決裁。以下「ガイドライン」という。）の内容を反映させるとともに、新型インフルエンザ等対策における役割の違いを踏まえ、保健所設置市・特別区向けとそれ以外の市町村向けの2種類を作成しております。

各都道府県におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、貴都道府県内の市区町村に対して市町村行動計画に係る支援を行う際に適宜ご活用いただくとともに、市町村への周知をお願いいたします。

なお、市町村行動計画の変更の際には、以下の点にご留意ください。

1 都道府県による市町村行動計画変更の支援について

- 特措法上、市町村行動計画は都道府県行動計画に基づき作成することとされていることから、市区町村に対し、都道府県行動計画の内容など、都道府県の感染症危機管理の取組に係る十分な情報提供を行うとともに、質疑対応や助言等の支援をお願いします。
- 手引きは政府行動計画及びガイドラインから市区町村に関わる項目を抜粋して作成していますが、都道府県においては、必要に応じ、都道府県独自で行動計画に位置付けた対策のうち市区町村に関するものについて、手引きへの追記等の対応をお願いします。

2 市町村行動計画の変更完了の時期について

- 感染症有事への備えをいち早く整えるため、概ね令和8年7月までに変更を完了していただくようお願いいたします。
- 今後都道府県宛てに、各都道府県内の市町村による市町村行動計画の変更のスケジュール及び進捗状況に係る照会を定期的に行う予定であり、詳細については、追って御連絡いたします。

(別紙) 市町村行動計画作成の手引き

(連絡先)

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁
調整グループ(自治体調整) 古澤・逸見・津村
直通 03(6257)3086
e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

【参考：新型インフルエンザ等対策特別措置法】

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

(中略)

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(略)